

# 勇魚 ISANA

May. 1998 No.18

## 目次

- 捕鯨は食糧問題の中で論じよう . . . 1  
秋山庄太郎  
写真家
- ヨーロッパ議会水産委員会公聴会 . . . 2  
小松正之  
水産庁 漁業交渉官
- クジラを救うのか、捕鯨者を救うのか . . . 7  
クリスティン・インゲブリツェン  
ワシントン大学スカンジナビア研究学部準教授
- 何故、鯨肉を食べてはいけないのか? . . . 11  
芳田誠一  
農林共済基金 専務理事
- 国際捕鯨委員会におけるグリーン・パワーの  
暗闇と国際環境政策の策定 . . . 14  
ジャンス・ヘンケ  
ヘンケ・アンド・アソシエーツ社 社長
- IWCを葬り去るべき時がきた . . . 17  
ルネ・フロヴィック  
ハイノース・アライアンス事務局長

## ごあいさつ

### 捕鯨は食糧問題の中で論じよう

秋山庄太郎

写真家

クジラ食文化を守る会 会長

私たちが「クジラ食文化を守る会」を作ったのは、1987年11月27日だった。東京農業大学教授の小泉武夫さん、落語家の林家木久蔵さん、随筆家の十返千鶴子さん、水産ジャーナリストの梅崎義人さん、元祖くじら屋の棚橋清夫社長、酒蔵樽一の佐藤孝社長が設立メンバーだった。11月27日の第1回目の発会式には、二百人が集まった。写真家の私が会長に祭り上げられたのは、わたしの父方の先祖が房総捕鯨を開いた醍醐家で、私自身何よりも鯨肉の愛好家だったからだと思う。私はくじらの尾の身のにぎり寿司ほど、この世の中でうまいものはないと思っている。

私たちは、時々集まってクジラ料理を食べるだけでなく、農水大臣や有力な政治家に捕鯨存続の要望書を届けた。私たちは、決して、無理なことは言っていない。何が何でも捕鯨は止めるなという考えはない。すべての鯨種が絶滅に向かっているのであれば、私たちは「クジラ食文化を中止する会」を作ったことだろう。一番好きな食べ物がなくなると困るので、資源が回復するまで我慢しよう日本人に訴える活動をしたはずだ。

だが、南氷洋のミンク鯨が異常な勢いで増え続けており、このクジラを間引くことによって、シロナガスクジラの回復の速度を早める可能性もある、との専門家の話を聞いた。そして、世界の鯨類が一年間に食べる魚の量は5億トンを超えると学者の分析には驚かされた。これは人間が獲る魚の5倍の量だ。それならば、南氷洋のミンク鯨に限定して、間引き捕鯨が許されていいのではないか、というのが私たちの考えである。

捕鯨問題は、政治的あるいは感情的に見つめるべきではなく、将来の人類の食糧問題の中に含めて論じるべきだと思う。2045年ころに迎える人口百億人時代の地球では、動物蛋白食糧を完全供給できる見通しは立っていない。牛、豚、羊を無限に飼養できるスペースはこの地球上にはない。われわれは海の生物の持続的利用に目を向けざるを得ないのである。

# ヨーロッパ議会水産委員会公聴会 「捕鯨の管理 漁業への教訓」

1997年11月24・25日 日本国政府、小松正之・漁業交渉官の発言から抜粋

## 小松正之

水産庁 漁業交渉官

議長殿、お集まりの議員の皆様

ご承知のように、国際捕鯨委員会（IWC）は1946年に結ばれた国際捕鯨取締条約の下に設立されました。現在の状況は、1946年当時から大きく変化しています。かつて乱獲された鯨種は保護されていますし、鯨類の生態および資源状況に関する科学的知識の水準は大幅に向上し、またリスクを排除した捕獲枠算定方法がすでに開発され、テストされているのです。今日、鯨肉にはほんのわずかな国に限られた市場があるだけで、それに加え、新たな管理方式も開発されていることから、過去の乱獲が繰り返されることはありません。

IWC加盟国の構成もまた1946年以来変化しております。今日、IWCでは30カ国以上が投票権を有しておりますが、その大半がすべての鯨を保護しようとしております。彼らは資源状況や生物学的状態を無視し、国際条約に署名した主権国家としての法的義務を顧みていないのです。IWC加盟国の多くが義務の不履行を意に介さず、条約の目的と趣旨を無視しているために、加盟国の間にはIWCの存続すら危ぶまれるほど深刻な亀裂が生じております。日本を含め、国際機構を尊重する多くの政府にとって受け入れがたい事態です。

いかに拡大解釈を施そうとも、1946年の国際捕鯨取締条約を読み替えて、鯨類の保全および持続的利用を目的とする条約から、資源状態に関わりなく鯨類の保護だけを標榜する条約へと変えてしまうことはできないのです。

ここで具体例をいくつかご紹介しましょう。1982年にIWCは商業捕鯨モラトリアムを採択しました。モラトリアムの必要性についてIWC科学委員会の勧告が無いにもかかわらず、IWCの多数派加盟国は、採択に必要な4分の3の賛成票を獲得するために新メンバーを加盟させてモラトリアムを採択させたのです。

加えて、モラトリアムを定めた条約附表の規定は次のように述べております。「この規定は、最良の科学的助言に基づいて検討されるものとし、委員会は、遅くとも1990年までに、同規定の鯨資源に与える影響につき包括的評価を行うとともに、この規定の修正および他の捕獲頭数の設定について検討する。」

さて、この規定により IWC は新たな捕獲枠の設定を義務づけられました。しかも科学委員会の助言によれば、ある種の資源は捕獲に耐えうるものであり、考慮すべきあらゆる安全要素を加味して捕獲枠を設定することができるのです。

それでも新たに捕獲枠を設けるための行動は一切とられておらず、依然として、IWC の多数派は、科学的助言や条約そのものに反して、モラトリアムを維持する姿勢を変えておりません。1993 年、IWC が改訂管理方式 (RMP) の採択・実施に踏み切らないため、科学委員会の議長が辞任しました。IWC 本委員会が科学委員会の助言を無視しているとの彼の言は公式記録に留められております。こうした IWC の行動は、まさに我々が国際漁業問題を扱う際に、あってはならない事例を示していることをここで強調しておきたいと思えます。

もうひとつの例として南大洋サンクチュアリーの設定があります。これには後で立ち戻るとして以下の点を申し上げておきます。

国際捕鯨取締条約の下では、豊富な資源を持続的に利用することが容認されております。また IWC の規制措置は、鯨類資源の保全と利用に照らして、条約の目的と趣旨を遂行するために必要なものでなければならず、同時に科学的認定に基づかなければなりません。条約上の義務が無視され続け、科学委員会の助言が軽視されていることによって、IWC の国際機関としての信用と科学的見地からの信頼性が、はなはだしく損われていると強く確信するものです。

また最近のワシントン条約 (CITES) 会議に出席した国の多くが、鯨類を含めた野生生物の利用を支持している点にも留意すべきであります。さらに、国際野生生物管理連盟 (IWMC) が委託し、米国内で実施した最近の調査では、正確な情報を与えた上で意見を聞いたところ、米国民の大多数が、正しく管理された捕鯨を食料生産のために行うことを支持していることが明らかになりました。この結果は IWC における米国政府の立場とは正反対のものです。

これに関連して、次の 2 点について科学的助言が一致しているということを強調しておきたいと思えます。第一に、北大西洋および南氷洋のミンククジラを筆頭として、いくつかの鯨類資源は捕獲に耐えうるものであること、第二に、これらの資源に悪影響を与えないように捕獲枠を設定することができるということです。

議長殿、IWC 内部の状況が今のまま続くとすれば、それは IWC 自身のためにならないことは明らかです。というのは、今日行われている捕鯨のほとんどが、IWC の直接的統制の外にあるからです。さらに、環境と資源の責任ある管理という点から見てもためになりません。というのは、信頼と協力、そし

て入手可能な最良の科学的助言に基づいて実施されるべき、環境や資源保全にかかわる、その他の国際合意にとって危険な前例となるからです。

IWCは鯨の保護だけに関心を持つ団体に乗っ取られて機能不全となっており、条約の目的・趣旨と無関係のことが議論されています。IWCの正常化は日本だけでなく、すべての加盟国の利益となるはずで

ここで、最近開催された第49回IWC年次会議で取り上げられたいくつかの問題について、わが国の立場を手短かに説明させていただきます。これ以外の問題についても、わが国がIWCで行った発言は公式記録として残っておりますので、ここでは主要問題のみを要約する形で述べたいと思います。

これらの問題について、なぜわが国の立場を説明する必要があるかと申しますと、まずそれが本公聴会の記録の中に留められるだけでなく、IWCでのこれら問題の扱い方全般をご紹介することによって、IWCが本質的に機能不全に陥っていることがはっきりすることになり、さらに他の資源管理への教訓を導くことにもなるからです。

残念ながら、その教訓は否定的なものであります。それは二重基準であり、科学的助言や法的義務の無視であり、さらにいかに物事を進ませないかというものです。

最初に、前にも言及した、科学的な鯨類捕獲調査の問題を取り上げてみたいと思います。IWCは、南大洋鯨類サンクチュアリー内での致死性の調査を自粛し、北太平洋における調査計画の再考・再構築を迫る決議をしております。「日本の調査は、鯨類資源の管理に直接かかわる結果を生み出しており、その継続を支持する」という科学委員会の合意があるにもかかわらず、IWC本委員会自体が、わが国の調査計画の中止を強く求めるということは、不正かつ条約を愚弄するものといわざるを得ません。

次に、南大洋鯨類サンクチュアリーの合法性についてですが、これは条約の第5条の定める要件を満たしておりません。つまり、“鯨類の保存状態とは関わりなく“南大洋鯨類サンクチュアリーを維持することは条約に矛盾しており、改訂管理制度RMSの実施により商業捕鯨が安全な水準で操業できる以上、サンクチュアリーは不要であるというのがわが国が強く指摘しているところであります。IWCは、誠実に条約やその他関連する国際法の精神と文言に従って本件に対処すべきです。

日本政府は、1986年以来、日本沿岸の四つの小共同体の中で、小型捕鯨業が持っている社会的、文化的、経済的重要性への理解を促すべく懸命な努力を続けてきました。過去10年間にIWCに提出した、広範な科学的調査に基づ

くペーパーは 30 以上にも及びます。またわが国は、1987 年から毎年、IWC に対して暫定救済枠を要請してきましたが、それも終始一貫して拒否されております。

先のモナコでの IWC 会議では、わが国は四共同体の文化的、社会的、経済的さらに食生活上の必要性を丹念に論証し、それに見合ったわずかな捕獲を求めたのですが、IWC はまたもこれをはねつけました。これは正義に反する決定ではないでしょうか。つまり日本の小型捕鯨を「商業捕鯨」とし、他の捕鯨を「原住民生存捕鯨」とするといった恣意的な分類をしているのです。しかし、実質的な相違はほとんどありません。文化・栄養上の必要性と同じく、ある程度の商業性はこれらの捕鯨すべてに共通しています。

1993 年に IWC は、これら日本の沿岸共同体の窮状緩和に取り組むという決議を行いました。多くの政府代表には、この問題を前向き、かつ誠実に議論する姿勢がまったく見られず、わが国は IWC の将来についてますます懸念を強めております。わが国は、これら共同体における小型沿岸捕鯨の再開を引き続き求めていく所存です。

最後に、いわゆる“アイルランド提案”に対するわが国政府の立場をかいつままで申し上げたいと思います。この提案に対するわれわれの対応ぶりからお分かりいただけると存じますが、IWC は今後、その運営を正常化し、鯨類資源の効果的な保存と管理を確保する方向に向かうべきであると考えます。

IWC での発言通り、IWC が直面している危機的な状況から脱するために、加盟国間の共通の基盤を見出そうというものであれば、わが国はいかなる提案や妥協案でも歓迎致します。我々はいわゆる“アイルランド提案”によって示された努力に感謝しております。

わが国はまた、新たな提案にせよ妥協案にせよ、入手可能な最良の科学的証拠に基づいた持続的利用の原則を含め、国際捕鯨取締条約に謳われた基本的原則を尊重すべきであるという見解を表明しております。アイルランド提案を出発点とした議論を進めるに際して、締約国政府は以下のことを再確認すべきです。

(1) 保存および管理措置は最良の科学的助書に基づくべきこと；(2) RMS の完成と適用；(3) 南大洋鯨類サンクチュアリーが適切であるか否かについての科学的基準による評価；(4) 科学調査が鯨類資源の管理および保存に寄与しているとの認識；(5) 鯨類製品の国際取引規制に関する CITES の権限の再確認。

議長殿、年間 5 億トン以上の海産資源が鯨類により摂取されていると推定されており、これは実に人類による海面漁業生産量の 5 倍以上にもあたります。

アイルランド提案をめぐる今後の討議は、このことを認識した上で進められるべきであると考えます。

この 5 億トンの資源の幾分かでもヨーロッパ諸国の漁業者に配分できれば、それは本水産委員会も望まれるものと拝察いたします。また、わが国は F A O との協力で、1995 年に「食料安全保障のための漁業の持続的貢献に関する国際会議」を開催いたしました。そこでの結論と勧告が今度の捕鯨をめぐる討議に反映されることを我々は期待しており、本水産委員会のご理解が得られるものと存じます。ヨーロッパ連合を含めた 95 カ国が京都宣言と行動計画をコンセンサスで採択しました。これは、海洋資源の持続的利用の原則を支持し、水生生物資源の利用に関して、さまざまな国や地域の間にある社会的、経済的、文化的相違、とりわけ食習慣の文化的多様性に対するいっそうの尊重と理解を求めるものです。

この発言を終えるにあたり、I W C の運営を正常化することは日本だけの利益ではないということ再度申し上げたいと思います。これは自然資源の管理に関心を寄せるすべての国の利益に適うものなのです。

現在、I W C で投票権を持つ加盟国の 3 分の 1 は、ヨーロッパ連合の加盟国からなっています。その意味で、皆様がこの問題で重要な役割を担っていることは明らかです。本件に対する真剣なご検討をお願いして私の話を終えたいと思います。

ご静聴ありがとうございました。

## クジラを救うのか、捕鯨者を救うのか

クリスティン・インゲブリツェン

ワシントン大学スカンジナビア研究学部準教授

世界の捕鯨を管理するという国際的な努力は、世界の国々をいくつかのグループに分裂させた。すなわち、反捕鯨グループ（米国、豪、ニュージーランド、英国）、妥協推進グループ（アイルランド、フィンランド、ドイツ、スペイン、南ア、モナコ、オランダ、スイス、デンマーク）、外交関係上捕鯨を擁護する国々（ノルウェー、日本、アイスランド）である。国際的環境政策で、これほど長い期間にわたる多国間管理の実績をもち、あるいは、世界の資源の集団管理の仕方をめぐって、これほど白熱した政治的論議が繰り広げられた問題分野はない。

捕鯨の歴史は、社会の工業化に並行して展開してきた。捕鯨母船と捕鯨砲の開発は、ギャレット・ハーデインが1968年に著した「共通財産の悲劇」と題する論文で言及した問題を引き起こした。石油が発見されるまでに、世界的な鯨油の需要によって鯨類資源が急速に枯渇したのである。20世紀初頭の数十年間に、資源の保存が、捕鯨産業にとって優先的課題となり、米国主導の下で15カ国が1946年国際捕鯨取締条約に調印した。この条約に基づき、捕鯨を国際的に規制（防止ではない）する目的で、「捕鯨業者のカルテル」である国際捕鯨委員会（IWC）が創設された。

IWCは創設以来、捕鯨者のクラブからクジラ保護主義者の社交界へと変身した。今日、投票権をもつ32カ国の内、IWC加盟国の多数派はいかなる状況の下での捕鯨にも反対しており、IWC内での力のバランスは、資源の保存・利用を推進するグループから資源保護を主張するグループへと偏向した。資源保存・利用派は、資源は利用されるべきであるが、将来の世代の利用を可能にする制約の下に行なわれるべきであることを認めている。その一方、保護派は消費そのものに反対しており、種の多様性を維持することを求めている。1997年ジンバブエで行なわれたCITES会議では、クジラと並ぶ「カリスマ的な巨大哺乳類」であるゾウ資源の管理における保存・利用派の勝利が証明された。ノルウェーと日本の交渉担当者は、この決定がIWCにおける捕鯨の管理方法について含みをもつことから、この事態の展開を心強く受け止めている。



## 国家主権の防衛としての捕鯨

なぜ「彼ら」が「我々」の行動について指図するのか、というのが、捕鯨論争が進められるなかで、ノルウェー、日本、アイスランドが共にもつ認識である。ますます多くの政策分野が国家の領土境界を越えた管理、規制、監視の対象とされているため、何か国内的で、何か国際的であるかの定義をめくり対立が激化している。「文明国は捕鯨などしない」という暗黙のルールに従うことは、滑りやすい坂を落ちるようなものである。捕鯨の次にくるのは何か？ 世界の漁業が標的となるのだろうか？

海洋に高度に依存するすべての国にとって、捕鯨擁護は主権の擁護を意味している。ノルウェー、日本、アイスランドの各政府は捕鯨論争で主権をどのように擁護しているのだろうか。以下の考察では、各国の捕鯨についてIWCが着手した規制の強化に対応した国家戦略を比較してみたい。

### ノルウェー - の捕鯨政策：「持続可能な開発」の輸出

ノルウェーは、当初、1980年代のIWC規則の変更に従い、自発的に捕鯨モラトリアムを受け入れた。しかし、IWC科学委員会が、ノルウェーによるミンククジラ資源量推定が正しいことを認めたにもかかわらず、IWCはこれらの推定を承認することを拒否し、商業捕鯨モラトリアムを固持した。それに抗議して、ノルウェー政府は、1993年夏に、捕鯨再開の意図を公表した。この意思表示は国際社会を驚かせ、米国消費者団体によるノルウェー製品のボイコット運動を引き起こした。外交関係の中で、捕鯨問題がますます政治色を濃くする中で、ノルウェーはその攻撃を受けて立つ構えを見せている。

ノルウェーは、自国の限定された捕鯨の科学的根拠を説明するために国際的啓蒙キャンペーンを開始し、各国大使館に捕鯨に関する資料を配布、また、推定100万米ドルを投じて情報活動を展開した。この戦略と同時に、ラルス・ワローが率いるノルウェーの研究チームが、国際交渉において、なんどとなくノルウェーの政策の科学的合理性を訴えた。ノルウェー政府は、クジラは他の動物と同じく、食用のための利用を認められるべきであると主張する。クジエル・マグネ・ボンデビック首相の現連立政権は、捕鯨擁護の立場を再確認し、持続可能な捕鯨を国際的に擁護する活動を続けている。

オマーンで開催される1998年IWC会議では、ノルウェー代表団は、IWCという政治的機関における捕鯨者と反捕鯨者の間の仲介を目指すアイルランド提案に対し、批判的な姿勢をとることになるだろう。アイルランド提案が提起する5つの交渉上の争点は以下の通りである。(1)改訂管理制度の採択、(2)

捕鯨枠の沿岸水域への限定、(3)地域消費に限った捕鯨、(4)致死捕獲調査の段階的中止、(5)ホエールウォッチングに関するIWC規則の導入。

資源の保存・利用を図るノルウェーと日本にとって、アイルランド提案は、現在の形では、とうてい受け入れられるものではない。

### 日本の資源保存政策

日本は1993年に環境基本法を採択し、最近、京都での世界気候政策に関する国際会議の主催国となった。このように環境保護主義的な規範が表面化するにおよんで、多国間協力における日本の役割と捕鯨論争における同国の戦略にも影響が出てきた。日本はノルウェーと緊密な協力関係を保つことによって、IWCにおいて、捕鯨の擁護と資源の保存という共通の立場を維持している。日本は、南氷洋で鯨類捕獲調査を実施しており、また、国内では小型沿岸捕鯨の伝統をもっている。捕鯨擁護において真っ先に取り上げられるのは文化的な議論である。日本人は、鯨肉を食する権利を持ち、4沿岸捕鯨共同体(網走、鮎川、和田浦、太地)の生計を守る権利を持っている。日本は、IWCが科学的根拠に基づいていないと主張しており、アイルランドが提案している、公海での捕鯨禁止に反対している。

日本とノルウェー - は、IWCの効果を減殺しているという理由で、米国商務省の証明を受けているが、米国政府の制裁は発動されていない。しかし、捕鯨は、引き続き日米関係における争点である。例えば、(IWC規則の下で)原住民による捕鯨を米国が擁護していることを日本政府は矛盾した行動であると考えている。しかし、アイスランドとは対照的に、日本は、IWCの諸決定にはきわめて批判的でありながらも、加盟国として留まっている。

### アイスランドのIWC脱退

アイスランド人は、外国政府が自国政府に圧力を及ぼそうとするあらゆる試みを国家主権の侵害と見ている。IWCが1987年に科学調査の下での捕獲可能頭数を更に削減する決定をした時、アイスランドは確固たる対応をした。同国のハルドル・アスグリムソン漁業大臣は、IWCの制約は違法であり、アイスランドの主権の侵害であると述べた。経済的重要性から見れば、捕鯨は取るに足らぬものであるが、アイスランド当局には、この問題において妥協する意思は毛頭ない。捕鯨は、アイスランド国民のアイデンティティーであり、また、アイスランドの政策を決定するのは誰なのかという点にかかわる問題なのである。IWCの非科学的な決定および重要な輸出市場におけるアイスランド水産

品の不買運動に抗議して、アイスランド政府は、IWC脱退を決定した。しかし、アイスランド国内での規範は変化していない。変わったのは政府の公式政策だけである。捕鯨は、国家の基本的権利であり、鯨類資源を利用しない国々によって決定されるべきでない。1997年のアイスランド議会委員会の決定によれば、アイスランドは捕鯨再開を計画している。

アイスランドのIWC脱退により、IWCの統治能力を疑問視するむきもある。捕鯨国が参加しなければ、IWCは、国際機関としてどのような効果をもつのだろうか。アイルランド提案は、IWCの正常化を求めており、保護派と保存・利用派の間の討議が再開されている。しかし、アイスランドは、事後当分の間はIWCの枠外にとどまる見込みだ。

## 結 論

国際捕鯨委員会の設立以来、鯨類保護に向けた国際的努力が強化される中で、ノルウェー、日本、アイスランドは、捕鯨を守る外交努力を続けている。この3カ国は、「クジラを救え」という立場を拒否し、国家主権と（保護一辺倒ではなく）資源保存・利用の原則を擁護している。捕鯨をめぐる対立は、3カ国政府にとって重要かつ慎重に対処すべき政策分野である。それは、海洋資源をいかに、まただれが管理すべきかという問題である。アイルランド代表団は、IWCの場で妥協提案を行うことで、共通の資源管理方法をめぐり、保護派と保存・利用派の間の交渉を開始させた。ノルウェーと日本の政府代表は、外交上のイニシアティブを通じ、また、IWC科学委員会の場で、資源保護派と対決している。もし保護派の主張が優位にたてば、両国政府は、ますますIWCを正当な機関として受け入れなくなるだろう。グローバルイゼーションの時代において、各国は、その行動、政策、信条において歩み寄ることなく、国家主権を強く防衛するようになってきている。

## 何故、鯨肉を食べてはいけないのか？

“ 食べない人は、食べる人を裁いてはなりません ”  
ローマの信徒への手紙 1 4 章 3 節より

### 芳田誠一

農林共催基金 専務理事

ウーマンズ・フォーラム魚 賛助会員

### はじめに

反捕鯨の論理は、今、捕鯨をするための IWC 条約からはみ出し、「鯨を殺すな」、「鯨肉を食べてはならない」という、倫理的価値判断の砦に立て籠ってしまっている。

これは、「ゲームのルールの途中からの変更」(アニー・ウォン = 勇魚 NO.15'96 年 11 月)であり、反捕鯨論者の多くが属する国々で極めて大切にされている公正(フェア)の原則から、大きくはずれているのではないかと思われる。今一度、自己の良心に照らして恥じないことなのか考えてみてもらいたいものだ。

本稿に於いては、上述のように、反捕鯨論者の属する社会の倫理や規範を参照しつつ、その内在的論理が、鯨肉食容認に帰結することを示してみたい。

### ジビエ食と鯨肉食の差異は？

欧州では、秋、食料品店に、うさぎ、鹿、キジなどのジビエ(野生鳥獣)の死体が秋の味覚としてぶら下げられ、売りに出されている。英語でゲームと呼ばれるように、これらは、もともとは人間の楽しみのための狩猟の対象とされたものだ。それが、それら動物に与える苦痛は、鯨に対するのとは異なり、全く顧慮されない。猟の成果は丸ごと、ぶざまな姿(我々から見ると可愛げな姿)で、人目にさらされている。もし死後の世界があり、そこでこれら鳥獣と捕鯨により瞬時に死に至らしめられた鯨とが話し合ったら、どちらが、ひどい目にあつたかという点については、自ずと意見が一致するのではなかるうか。

かじきまぐろなどのスポーツフィッシングでは、魚に更に長時間の苦痛を味わわせることになっている。

これらが許容されて、捕鯨や鯨食が野蛮であり、非人道的であるとするのは、単に自らの伝統にそれがない、慣れていないというだけの「文化的偏見」(第 49 回 IWC 会議でのレーニエ? 世発言)ではないのか。欧米で大事にされる均

衝感覚は、どこに吹き飛んでしまったのだろうか。

## 家畜との比較

家畜を殺すことには平気なのに、鯨については何故に？と、多くの人々がいぶかしく思っている。「家畜は、人間か食べるために神が創られたものだから……」という答えが用意されているようだが、それなら何故、前述のジビエは、許されるのかということになる。また、ジビエが許されるのなら、ユダヤ教やイスラム教の豚等のように禁止されていない鯨は、同じ野生のもので、当然、許容の範囲内となる。これこそ均衡のとれた観方と思うかどうだろうか。

おまけに、家畜は、鯨などの野生動物より、はるかにあわれな存在とも考えられる。

自ら配偶者を選ぶことも出来ず（甚だしくは人工授精で）子を産んでも、自らの乳で育てることもできない。子に与えたい乳は、人間に召し上げられる。肉について言えば、人の好みに合わせ肥育され、それだけならまだしも、時には、美味という理由で仔牛、仔羊、仔豚の段階で殺され、食卓に供される。

生まれる時から死ぬまで、全て人間の好みに従い管理され、自分の意志による自分の人（？）生は全くない。自由が全くないのだ。

米国の独立戦争に際し、「自由か、然らば死をあたえよ！」と叫んだ植民地人（後の米国人）がいたか、自由は死とも引き換えてよいほどの大切なものであったはず。

自然に生を享け、自由に生きる（更にIWC条約に守られ、母子が安全に保護されている）鯨と、どちらが幸せであろうか。

再び、前述の仮想死後の世界での対話を想像してもらいたい。

## 馬肉食の例から

英米人は、絶対にとっていいくらい馬肉を食べない。空腹時に「馬でも食べられる」という冗談が交れられることが象徴的だ。馬が友人だったからだ。一方、英国と一衣帯水のフランスやベルギーなどでは、高級品としてではないが、堂々と食堂のメニューにも出ている。英米人は、内心おぞましく思っているように、同じ欧米文化圏の隣人であるが故であろう、「食べるな」と強要したことがあるとは聞いていない。

食文化は、それぞれの民族に固有のものであり、食生活がプライベートなものであることを良く理解し、寛容の精神で臨んでいるからであろう。

このような対応は、欧米人等の牛、豚肉食に対するヒンズー教徒、ユダヤ教

徒、イスラム教徒等にも見られることである。

勿論、彼らも誤って、或いは知らず知らずのうちに食べてしまうことは避けたいようである。かつて、欧州からアフリカに飛ぶ飛行機の中で、「この食物には豚肉を使用していないことを証明します」と表示のついた機内食をみたことがある。好まぬ食物を無理矢理食べさせたり、うっかり食べさせるような不快なこと或いは嫌いな人々にこれ見よがしに見せつけるようなことも許されてはならない。

この点については、我々も十分留意すべきであるが、鯨肉食についても、同じように、調和の取れた棲み分け、相互不干渉、寛容のルールと倫理が適用されるべきではないかと思うかどうかであろうか。

### 新約聖書の教えから

副題に掲げているのは、新約聖書パウロの書簡の中の、ローマの信徒への手紙 14 章 3 節のうちの一節である（新共同訳による。以下同じ）。

何十億の信徒の拠って立つこの一節こそ、これまで記述してきた鯨肉食の問題を解決するための指針ではなからうか。

もう一度、「食べない人は、食べる人を裁いてはなりません」と、その前段の「食べる人は、食べない人を軽蔑してはならない」をよくかみしめて味わってもらいたいし、我々鯨食人は前段に、特に注意を払いたいものだ。さすれば「神は、このような（いずれの??? 筆者）人々をも受け入れる」（同 3 節の末尾）

同じような記述は、「食べ物のごとで兄弟を滅ぼしてはならない（同 15 節）」「...あなたがたは、食べ物や飲み物のごと（中略）で誰にも批評されてはなりません」（コロサイの信徒への手紙 2 章 16 節）とあり、食生活、食文化の差異を乗り越え、理解し合うことが、あの頃でもいかに大切なことであったかがうかがえる。温故知新、今一度、古典から現代の指針を見出そうではないか。

### おわりに

その他ヨナを救った魚が必ずしも鯨とは解されてこなかったとか、フランスの有名三つ星レストランのシェフの料理素材の生命に対する考え方が、神に感謝しつつ鯨肉を食する日本人のそれと共通していること、ひるがえって、旧捕鯨国に何故強すぎる贖罪意識があるのか等本稿の行論に役立つ発見で言及したいことがまだあるのだが、紙数が尽きたのでまた、稿を改めてご披露したい。

# 国際捕鯨委員会におけるグリーン・パワーの 暗闇と国際環境政策の策定

ジャニス・ヘンケ

ヘンケ・アンド・アソシエーツ社 社長

IWCは今年のおマーン会議で、資源保存取締機関として50周年を迎えることとなる。過去数年間に、加盟国の性格は大きな変貌をとげた。それは、国際捕鯨取締条約が締結された際に加盟国が抱いていた目標が、多数派によって大きくその形を変えたことである。

ほとんどの国において、ほとんどの一般大衆は、世界の海洋における鯨の資源について、その初期の状態はもとより、現状についてもわかっていない。彼らは、すべての鯨種が絶滅の危機に瀕しているといった間違った考えを吹き込まれてきたのである。当初の、鯨類と捕鯨に関するIWCの論議は、クジラ資源量と資源の健全性に関する科学調査を行うという建設的計画へと展開された。しかし今日では、多くの鯨種で資源量が着実に増加していることが明らかになっているにもかかわらず、まじめな鯨類研究者がその研究のために非難されている。

国際捕鯨取締条約はもともと、すべての捕鯨国が、商業捕獲の対象となる鯨種について、独自に適切な調査を継続的に行うよう定めている。これは、各国の責任であり、近年では、ノルウェーと日本が、またその以前にはアイスランドが、捕獲対象に選んだ鯨について真剣かつ有意義な生物学調査を実施してきた。鯨肉などの副産物は、人間による消費のために各国内で販売されたり、調査を行う国の間で取引されたりしてきた。副産物の利用は、条約の規約に定められており、条文立案者が当然と考えた措置である。貴重な鯨類製品の浪費が不当だと見なされたことを考えると、その販売・利用はしかるべき措置であり、その売り上げは、調査コストの一部に充当された。料学調査に基づく捕獲調整を行うことによって、資源の持続性を常に確保するという条件の下で、捕鯨が継続されるはずであった。

現在、1946年には考えも及ばなかった状況が存在する。すなわち、資源状態が健全であり、絶滅の恐れのないことがわかっているにもかかわらず、そのクジラ資源の捕獲を検討するだけで、公然と非難の対象とされ、伝統的捕鯨国が、国際的な場で他国政府から軽蔑と辱めを受けている。

これらの他国政府は、内陸国の場合もあるし、海洋国の場合もある。海洋国であっても、反捕鯨グループにより、伝統的かつ安全な商業捕鯨を行なう国民の権利が拒否されている国である。かつて尊重されてきた、持続的な鯨資源の利用という科学的正当性を、現在のIWCの多数派が、科学の侮蔑と伝統的な資源の利用の禁止といった文化的偏見へと歪曲してしまった。そのような過激、非論理的、かつ非合理的な状況に至った背後に一体なにがあったのだろうか。

この問いに対する答えは次の通りである。この状況を作り出したものは、クジラ自体とはほとんど関わりなく、ただ、経済的、政治的権力を掌握し維持する目的で暗躍する国際的運動である。このような目的を追求する、相互に依存する二つの勢力基盤が推進され、現代（1980、90年代）の社会制度の中で共存している。これら権力を掌握したグループは、環境保護問題を、独自の政治的、経済的目標達成の道具として用いてきた。そのような勢力の一つは、利用派グループ通常、「グリーン」もしくは「狂気の徒」と呼ぶ団体の国際的協力ネットワークの中に蔽として存在する。

これらの非政府抗議組織（NGO）は、絶滅に瀕しているか、または「道徳的」理由で利用が不適切であると自分たちが主張する自然資源（アザラシ、クジラ、魚類、象、熊、毛皮動物など）の利用に反対するグループとして自らを一般大衆にアピールしている。これらのグリーン・グループは、寄付を行うよう各国の世論を説得することで、経済的・政治的力を得ている。彼らは次のように主張する。ある動物は、商業的に危険にさらされ、残酷な扱いを受け、浪費され、密輸の対象とされ、文化的には取るに足らぬ目的に使われ、また商業的利用により価値を低められており、これらの寄付は、それらの動物の利用を「止めさせる」ために使われていると。

こういった宣伝は、動物権あるいは、環境保護という名目で呈示される。あるグループは金集めのためにけばけばしい刊行物を制作し、また別のグループは、人道的・環境保護的な良心に沿っているとのイメージを維持するために、海上での「調査」や「抗議行動」を行なっている。

一旦その組織内の力をつけたグループは、政府に対して、選挙区の多数民がその立場を支持しているとの説得工作を行う。各国の政治家や官僚は、国家政府が、こういったNGOグループの資源利用反対の立場と合致していなければ、困った立場に追い込まれるといった宣伝によって圧力を受ける。

かくして、グリーン集団の圧力を受けている政府関係者は、国内および世界のマスコミを気にしつつ、鯨類などの資源に関して、NGOグループが要求するままに保護的色彩の強い国家政策を策定する。彼らは、グリーンNGOに云



われるまま、自国世論がそれを支持するものと信じ込んでしまう。そしてこういった国々が、経済・政治的な力を背景にして、自国の立場を受け入れなければ厳しい制裁を行なうといった脅しの下に、自然資源の利用を止めるよう他国を強要しているのである。

かくして、グリーン・グループは、嘘をつき続け、ありもしない残酷行為をでっち上げ、金儲けを続けている。一般大衆の多くは、無知のために、グリーン・グループが吹聴する価値観こそ、今日脅威にさらされている地球を救う唯一の道徳的選択であると信じ続けている。マスコミは、お涙頂戴のエピソード、勇敢な対決、善玉悪玉、貧欲で著にも棒にもかからない悪辣な狩猟者のイメージなどを盛り込んだ、事前に用意された情報パックを与えられている。政治家や政府関係者は、科学的尊厳と資源利用の正当性の名の下に、このシステムを勇敢に拒否するか、あるいは現在の潮流に迎合し、資源の利用を環境的に危険で不道徳、または不必要であるとして非難するか、どちらかの選択の前に立たされる。迎合すれば、彼ら個人の政治的将来は、環境問題によって脅かされることなく、むしろこれらの相互関係によって、政治、文化、経済的勢力が強められるかもしれない。しかし、そこには大きな犠牲が伴うのである。かつて国家主権への敬意を賞賛し、科学調査が人間の安全と環境保護政策に必要であると考えた世界は変貌してしまった。

鯨類資源に関心をもつように装いながら、実際はクジラとはなんの関わりもなく、ただ金儲け、政治的な成功、利己的な権力争いに取り付かれた卑劣な権力の追求が行われている。国家指導者たちは、この実態を自国民および他の国々にはっきりと伝える勇気をもたなければならない。

各国が、自然資源を食糧安全保障と文化の維持のために持続可能な形で利用する主権と条約上の権利を擁護する時こそ、世界は、そこに住む人々と伝統的資源の管理にとってより適した場所になるだろう。

## IWCを葬り去るべき時がきた

### ルネ・フロヴィック

ハイノース・アライアンス事務局長

国際捕鯨委員会（IWC）は、長年にわたり、管理制度としての機能を停止している。しかし、その死後の反射作用を、ある人々はいまだ生命の兆候と取り違えており、必死になってIWCを蘇生させようとしている。IWCを一刻も早く葬り去り、これらの人々を偽りの希望から救い出すことが責任ある資源利用者の任務である。

IWCは機能不全により自らの生命を閉じた。IWCは創設の趣旨である目的の達成に失敗しただけでなく、現実にあらゆる機会を捉えてそれらの目的を覆そうとする国際機関となった。IWCが完全に失敗した管理任務の遂行に真剣に関心をもつ地域制度が、IWCにとってかわる時が到来した。

50年に及ぶIWCの行程は、実に嘆かわしい歴史であった。国際捕鯨取締条約に従えば、科学がいつもIWCの決定の根拠とされるべきであったが、その存続期間のごく短い一時期を除いてそれが実現されたことはなかった。

創設直後、IWCの決定は短期的な経済的思惑により動かされていた。捕獲枠が過剰であるとの1950年代初頭の科学者の警告にもかかわらず、遠洋捕鯨船団による数種の大型鯨の大量殺戮が続いた。

この時代は、次世代の管理責任者に、資本主義が暴走することの危険についての教訓を与えた。1960年代末に、IWCは、遅れ馳せながら、自らの科学委員会に敬意を払い始め、1970年頃には、科学委員会の助言に従って捕獲枠の設定を始めた。数十年ぶりに、捕鯨の将来に明るい光が差し込んだのである。

しかし、この希望はわずかの間しか続かなかった。捕鯨産業が健全な管理に乗りだそうとした矢先に、IWCを政治化し、啓発の道からそらせようとする別の産業が浮上した。それは動物権を根拠とする抗議産業である。彼らは、鯨類の持続可能的な管理に反対する自らの立場をすばやく定義させ、IWCを、捕鯨を管理するのではなく阻止する機関に変身させる作業にとりかかった。

当時、動物権を支持する者が現在ほど多くはいなかったため、抗議グループは、支持を勝ち取るために自らを偽装する必要があった。彼らの哲学と資源保存は明らかに相容れない概念であったが、彼らは資源保存主義者として自らを

カムフラージュする道を選んだ。国際自然保護連合（IUCN）、世界自然保護基金（WWF）、国連環境計画（UNEP）は歩調を合わせて、「保存」の概念を、「人間による、有機体もしくは生態系の利用が、持続的に行われるように管理すること」とし、また「持続可能な利用」を「再生可能な資源を、その再生産能力の範囲内で利用すること」と定義した。

こういった資源保存の諸原則に照らせば、IWCの役割は、様々の鯨類資源の捕獲が持続可能な形で行なわれ、資源に脅威とならないように管理することにあつたはずである。しかし、抗議産業は「クジラを救おう」とのスローガンを掲げて運動を推進し、「最後のクジラが殺される」との印象を一般の人々に植え付けることによってIWCを本来の目的から脱線させた。彼らは、資源状態に関する知識が不確実であることを吹き込むために、お抱えの科学者を科学委員会に送り込み、IWCへの新規加盟の勧誘活動を繰り返した。

この圧力の前に、IWCはついに屈服し、商業捕鯨モラトリアムを決定した。これはグリーンピースがクーデターになぞらえるプロセスの結末である。モラトリアムは、一時的なもので、遅くとも1990年までに見直しが行われるはずであった。しかし、新しい資源豊度推定が揃った後も、IWCは、科学と条約を無視し続けた。この高慢な態度は、1994年にIWCが南大洋クジラ・サンクチュアリーを制定したときにも繰り返された。サンクチュアリーの下で、捕鯨は、鯨類資源の保存状態とは無関係に、???つまり、南氷洋ミンククジラ資源が760,000頭と推定されている事実に関わりなく???禁止される。

南大洋鯨類サンクチュアリーに反対票を投じなかった、すべてのIWC加盟国はみずからを恥じるべきである。なぜなら、自分たちの行動により、彼らは、条約と、自然資源の持続可能利用という世界的に合意された原則の双方に違約したからである。

反捕鯨運動は、米国、英国、豪、ニュージーランドといったアングロサクソン族の抗議産業や政府が主導してきた。一つの民族がモラトリアムとサンクチュアリーの採択に必要な4分の3の多数票を実現し、次にそれを解除するあらゆる努力を阻止する上で決定的役割を果たすことで、IWCを背後から支配してきたわけである。彼らのやり方は、もっとも赤裸々な形の文化的帝國主義であった。ここでは、クジラはそれが属する動物界の上位に位置づけられるべきである、または他の動物とは分離されるべきだとの彼らの考え方が世界の他の国々に押し付けられている。

その押し付けの中で、アングロサクソン民族は、傲慢にも自分たちが「世界の世論」を代表していると強弁している。これはまったく根拠がない主張であ

ることは明らかだ。

昨年ワシントン条約（CITES）会議で、アングロサクソン国家は、自らが少数派であることを思い知らされ、これ以上他の人々の文化を侵すことによって世界を支配できないとのまごうかたなきメッセージを突きつけられた。CITES加盟国の多数が、北大西洋ミンククジラの捕獲は環境的に健全であるとの判断を下し、その製品の国際取引の再開を承認する投票を行ったのがこの一例である。CITESが今日、IWC加盟国の3倍以上の143もの加盟国を持つことを考えると、世界の世論を代表しているとのアングロサクソン国家の言い分は誤っていることが今や明らかである。

しかし、国際社会でこのような支持があるにもかかわらず、捕鯨国はおそらく、IWC会議に参加し続け、自分たちを辱め、痛めつける機会を、毎年、抗議産業に与え続けるだろう。なぜ捕鯨国は、この自虐的な道を歩み続けることを止め、IWCを脱退しないのだろうか。捕鯨国が脱退すれば、IWCが空洞化することは必至である。IWCは、アングロサクソン国家が自分たちの声の反響を聞くだけの、半分は空席の会議場のようなものになる。

アングロサクソン国家は、これがIWCの崩壊につながることを恐れており、それも無理もない。しかし、これ以上悪くなりようがないではないか！このシナリオを回避し、同時に、合理的な体面を保つために、アイルランドは、昨年、いわゆる「妥協」案を提出したが、同提案は、捕鯨を「合法的だが不可能」にするための万策以外の何物でもない。それは、捕鯨を終わらせようとする抗議産業の新しい戦略である。

もし、アジェンダ21に定められた「持続可能な開発」の原則に従って環境主義を定義するならば、捕鯨を停止するための環境上の理由はない。真の環境保護主義者は、外見ではなく、自らが説く原則の実現に心を砕く人々である。この立場にたてば、捕鯨は、ただ継続すべきであるばかりでなく、牛肉や豚肉を食用とするよりもはるかに環境に優しい方法で、健康かつ栄養価の高い蛋白源を人々に提供するために増強すべき活動であるとの結論に到達するか、あるいはその方向に向かうはずである。

IWCは、時代錯誤の機関、さらには、捕鯨の管理を装うが、実際にはなんら管理を行なわない見せかけの機関となりはてた。捕鯨の管理に真剣に取り組む国々が、地域機関を通じて協力し、アングロサクソン国家の文化的帝国主義という、もう一つの暗い歴史的一幕を閉じる時が到来した。IWCを葬り去るための機は熟した。オマーンの砂漠はその恰好の墓場である。